

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成31年 2 月 27 日（水曜日） 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶並びに施政方針説明
- 日程第 5 総務文教委員長報告
- 日程第 6 報告第 1 号 専決処分事項の報告について（愛西市火災予防条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 議案第 1 号 愛西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 4 号 愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 5 号 愛西市国民健康保険税条例及び愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 6 号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 7 号 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第 14 議案第 8 号 愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 9 号 愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 10 号 愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 11 号 愛西市母子・父子家庭医療費支給条例及び愛西市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 12 号 愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 13 号 愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 14 号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第 21 議案第 15 号 愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正について

- 日程第22 議案第16号 愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第24 議案第18号 市道路線の廃止について
- 日程第25 議案第19号 市道路線の認定について
- 日程第26 議案第20号 平成30年度愛西市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第27 議案第21号 平成30年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第22号 平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第23号 平成30年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第24号 平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第25号 平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第26号 平成31年度愛西市一般会計予算
- 日程第33 議案第27号 平成31年度愛西市国民健康保険特別会計予算
- 日程第34 議案第28号 平成31年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第29号 平成31年度愛西市介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第30号 平成31年度愛西市水道事業会計予算
- 日程第37 議案第31号 平成31年度愛西市下水道事業会計予算
- 日程第38 請願第1号 子どもの医療費完全無料化を求める請願について
- 日程第39 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	平尾理君	会計管理者兼 会計室長	加納敏夫君
総務部長	伊藤長利君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教育部長	大鹿剛史君
市民協働部長	奥田哲弘君	上下水道部長	鷲野継久君
消防長	横井利幸君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊藤裕章君
子育て支援事業 担当部長兼 児童福祉課長	中野悦秀君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部徳次	議事課長	大野敦弘
書記	服部芳樹	書記	近藤泰史

午前9時30分 開会

○議長（鷺野聡明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年3月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において、申し出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（鷺野聡明君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、7番・原裕司議員、8番・近藤武議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、12月20日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る12月20日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日2月27日から3月22日までの24日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聡明君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月22日までの24日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月22日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合議会が開催されておりましたので、御報告をしていただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の佐藤信男議員、お願いいたします。

○3番（佐藤信男君）

それでは、海部地区水防事務組合議会の報告を行います。

海部地区水防事務組合議会は、去る2月5日に平成31年第1回定例会が日光川水防センターで開催されました。

付議事件として、議案第1号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、全員賛成で可決されました。

議案第2号：平成30年度海部地区水防事務組合一般会計補正予算（第2号）について、補正額53万円、補正後の予算総額2,850万8,000円で、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第3号：平成31年度海部地区水防事務組合一般会計予算について、予算総額2,744万5,000円、こちらも全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の高松幸雄議員、お願いいたします。

○5番（高松幸雄君）

それでは、海部地区急病診療所組合の報告をさせていただきます。

海部地区急病診療所組合議会は、去る2月15日に海部地区急病診療所組合において、平成31年第1回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第1号：海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の一部改正については、全員賛成で可決されました。

議案第2号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についても、全員賛成で可決されました。

議案第3号：平成30年度海部地区急病診療所組合一般会計補正予算（第1号）について、補正額2,154万8,000円、補正後の総予算額1億6,281万円で、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第4号：平成31年度海部地区急病診療所組合一般会計予算について、予算総額1億3,040万9,000円、こちらも全員賛成で原案どおり可決されました。

報告は以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の山岡幹雄議員、お願いいたします。

○14番（山岡幹雄君）

私からは、海部地区環境事務組合議会について報告させていただきます。

平成31年第1回定例議会が平成31年2月19日、海部地区環境事務組合新開センターにて開催されました。

付議事件といたしまして、議案第1号：海部地区環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、全員賛成で可決されました。

議案第2号：海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についても、全員賛成で可決されました。

議案第3号：平成30年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）、補正額が1億6,218万1,000円の増額で、補正後の予算総額が40億552万8,000円でございます。これも全員賛成で可決されました。

議案第4号：平成31年度海部地区環境事務組合一般会計予算、予算総額は35億2,374万7,000円、昨年より32億2万6,000円、8.3%の減となる予算でございました。賛成多数で可決されました。

なお、この議会において、津島市、太田議員、また愛西市、真野議員が一般質問されましたので、報告を終わります。

○議長（鷺野聡明君）

御苦労さまでございました。

次に、議長から報告をいたします。

監査委員より、平成30年10月から12月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。よろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・市長招集挨拶並びに施政方針説明

##### ○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第4・市長招集挨拶並びに施政方針説明を議題といたします。

市長、お願いいたします。

##### ○市長（日永貴章君）

おはようございます。

本日ここに、平成31年3月愛西市議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本年最初の定例会に平成31年度当初予算並びに関連諸議案の御審議をお願いするに際しまして、市政運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

急激に進む少子・高齢化や人口減少といった本市を取り巻く背景のもと、現在と未来をつなぐ羅針盤として、昨年4月、第2次愛西市総合計画が、「協働によるまちづくり」「持続可能なまちづくり」「絆を大切に作るまちづくり」の3つの基本理念のもと始動いたしました。そ

して、その推進を支える第2次愛西市行政改革大綱におきまして、これまでの取り組みの検証を進めるものであります。

また、山積する地域課題の解決や持続可能な愛西市を構築する上で、市民の皆様方と行政との協働は不可欠なものであると考えております。

今後も、総合計画と行政改革の両輪で、市政運営の一端を担わせていただいております市職員が一丸となり、より力強く、一步一步着実に前へ推し進める所存でございます。市民の皆様方並びに議員各位におかれましても御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

さて、平成30年度におきましては、昨年5月19日、第70回全国植樹祭の1年前記念イベントが親水公園総合体育館周辺で盛大に行われ、記念式典、記念植樹などの各種イベントに市内外から約2,000の方が訪れました。同日には、フットサル場の開所式を行い、市植樹祭では市民の皆様方にも植樹をしていただきました。そして、この2日後の21日には、皇太子殿下が私的御研究のため本市の船頭平閘門と木曾川文庫を御視察いただくなど、愛西市を全国に発信することができました。

これら2つの出来事は、本市を市内外の方々に知っていただくよい機会であったと同時に、蓮見の会、尾張津島天王祭の市江車など、本市の観光行政をさらにPRしていくことの重要性を感じたところであります。

昨年夏から秋にかけては、異常気象、多くの災害もありました。特に、近年の異常気象の中においても想定を超えた猛暑は、子供たちの学習環境にも大きな影響を及ぼし、暑さの中での授業は非常に厳しい環境であったと思いますが、ことしの猛暑前には全ての小・中学校の普通教室に空調設備を整備するため、準備を進めております。

昨年12月9日に文化会館において開催したあいさい音楽祭は、初めての取り組みではありましたが、大変多くの方に御来場いただきました。音楽を通じて市民の皆様方の心のつながった市民が主役のイベントとして成功したものと感じており、目には見えないつながる心を開催運営のパワーとして今後も実施できるものと実感しております。

以上、一部のものについて紹介させていただきましたが、そのほかの取り組みにつきましても、本市を取り巻く現状と将来の見通しを鑑みながら、さらにより事業となるよう検討を重ね、実行してまいります。

次に、平成31年度の予算編成について申し上げます。

まず、国の情勢に目を向けてみますと、景気はこの先も緩やかに回復が続くことが期待されております。しかし、一方で、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に注視をしていく必要があります。

そのような国の状況下において、本市を取り巻く状況を見てみますと、自主財源である市税の大きな増収が見込めないほか、重要な財源である普通交付税についても合併特例加算分が再来年度をもって終了いたします。

また、10月1日からの消費税率の引き上げによる影響のほか、社会保障費や公共施設の老朽

化対策経費などの義務的・恒久的な歳出経費の増加が見込まれることで財源の確保がさらに厳しくなっており、将来の財政計画が非常に厳しい見通しであることに変わりありません。

しかし、このような状況下であっても、これからのまちづくりに向けた新たな取り組みにも積極的に挑戦していかなければなりません。本市を取り巻く厳しい財政状況にあっても、市民の皆様方の負託に応えるため、歳入では交付税や国・県補助金などの財源確保に努め、歳出では事務事業の見直し及び重点化、効率化を図るとともに、将来を見据えた取り組みにも積極的に財政措置を行うことを念頭に、予算編成作業に取り組んだところであります。

次に、主な内容について説明をさせていただきます。

まず、未来へつなげるまちづくりへの取り組みとして、毎年11月上旬に市役所周辺で開催しているバザー、商工まつり、ママ・マルシェなどの各お祭りを一体化し、市民を主役とした祭りイベントとしてリニューアルします。多くの皆様方に足を運んでいただき、人と人がつながり、きずなが深まることを期待するものであります。

また、日常生活において発生するごみの分別や適正な排出を促進するため、市民の皆様方にも普及しているスマートフォン向けに、ごみ分別アプリを配信いたします。このアプリは、日本語のほか、英語、中国語、ポルトガル語、韓国語にも対応させ、市内に住む外国人の皆様方にもごみの分別・減量や適正排出に関して理解を深めていただけるものと考えております。さらに高齢化の時代を背景として、各家庭からの粗大ごみの収集につきまして、一部、戸別回収を実施することにより、ごみステーションまで運ぶ負担の軽減に寄与するものと考えております。

次に、市民の安心・安全の取り組みとして、大規模災害に備え、移動系防災行政無線の更新整備に着手するほか、災害時の情報提供手段である防災メールをさらに発展させ、主に高齢者や障害者などの避難行動要支援者を対象に、登録いただいた固定電話やファクスへ音声や文字で災害時の情報を受信できるようにします。これにより、災害などに関する情報を入手する選択肢がふえ、今まで以上に市民の皆様方が災害情報を受信することができるようになるなど、防災基盤の充実を図ってまいります。

次に、子育て支援の取り組みとして、妊娠・出産・子育てに至るまで切れ目ない支援を行っていくことは本市の重要な施策として常々お伝えしている中、次年度はさらに、従来から実施している一般不妊治療費の助成を拡充するとともに、新たに不育症治療に関して助成をいたします。

また、産後ケアについても産婦健康診査の回数を増加するとともに、妊娠中から産後に対する不安を軽減するため、ママパパ教室及びぴよぴよサロンに助産師を新たに配置し、母子等のケアのより一層の充実を図ります。これら制度を幅広く周知していくことで、子供を持ちたいという希望を持つ夫婦に対する支援並びに安心して子育てをしていただくための支援施策を進めてまいります。

また、近年、児童、高齢者、障害者等が虐待によりとうとい命を失うニュースが後を絶ちません。本市においても虐待等防止ネットワーク協議会を中心に虐待の発生防止、虐待を受けた



方などの保護、支援体制を強化してまいります。

次に、市の活力とにぎわいあふれる取り組みとして、昨年度から進めております道の駅立田ふれあいの里を中心とした周辺整備については、今年度実施した調査結果を踏まえ、整備手法の検討及び基本計画図の策定を行い、立田ふれあいの里周辺整備の将来イメージについて、市民の皆様方にお見せできるよう進めてまいります。本市の観光に関する情報発信、交流の拠点として、現在あわせて進めている木曾三川周辺の水辺空間ミズベリングや、昨年2月、愛知県から認定されたレンコン街道、史跡などの既存の観光資源を発信してまいります。

次に、快適で計画的なまちづくりを目指す取り組みとして、市民の足として利用していただいている巡回バスは、市民の皆様方の御要望も踏まえながら、再来年度のバスルートの改正を目指し検討を進めてまいります。そして、市役所と海南病院を結ぶバスルートについても、利用状況、市民の皆様方からの御要望も踏まえ、次年度以降も継続し、車両もレンタルから新規購入により運行してまいります。

また、これからの本市のまちづくりの将来像を明確にし、それを実現するための方針となる都市計画マスタープランの更新に着手いたします。

人口減少、近年の大規模な台風などの災害の点からも問題となっている空き家等対策については、倒壊などの危険空き家について除却事業費の一部を補助することで、生活環境の保全や安全で安心な暮らしの保持を図ってまいります。

親水公園東ゾーン周辺については、今年度はフットサル場及び駐車場を整備いたしました。次年度は公衆トイレ、シェルター、舗装等のコート周辺の整備等を行い、親水公園を訪れ利用される方がより快適に利用できるよう整備してまいります。

次に、教育に関する取り組みとして、小・中学校においては、トイレ洋式化改修事業及び屋内運動場非構造部材耐震改修事業を計画的に実施していくほか、教育分野における情報化にも対応していくため、ICT環境の整備・更新を行います。

また、昨年12月議会においてお認めをいただきました小・中学校空調整備工事につきましては、猛暑となる前に事業を完了させるため、事業を翌年度に繰り越しまして事業を実施することとし、所要の手続をいたします。

そして、学校生活への適応が難しい不登校の児童・生徒が少しでも集団生活になじめるような活動の場として、現在、市江コミュニティセンターに適応指導教室「すまいる」を設置しておりますが、不登校の児童・生徒の現状を踏まえ、適応指導教室を増設することといたしました。今後、市内2カ所とすることで、不登校となっている子供たちが一人でも多く社会的に自立できるよう支援してまいります。

また、福原地区の児童が安心して学校に通えるよう、スクールバスの運行を行います。立田南部小学校福原分校は、児童数の減少により、この3月末を最後に閉校することにいたしました。長きにわたり地元の皆様方に支えられ、私個人としても愛着を持ったこの分校が閉校となることは非常に寂しい思いであります。次を見据えた取り組みとして、福原地区に暮らす子供たちが通う立田南部小学校への交通手段の確保と安全対策として、福原地区からスクールバ

スを運行することといたしました。福原地区の子供たちが多くの友達との学校生活が有意義なものとなるよう、また安全に学校へ通うことができるよう、市としても支援してまいります。

少子化が進む中、教育委員会とも連携をとりながら小・中学校適正規模・適正配置という現実にも向かい合いながら、本市の未来を担う子供たちの教育環境をよくするための取り組みを進めてまいります。

次に、行政サービスの向上への取り組みとして、この3月末で終了する海部旅券コーナーのパスポートの申請・受取業務を引き継ぎ、4月から市役所の市民課窓口において開始いたします。また、行政改革の一環として、新たな行政組織の体制であるグループ制を導入いたします。職員一人一人が自己の役割と責任をさらに認識するとともに、時代の変化により多種多様化する行政ニーズにも柔軟・迅速に対応できるよう、組織力を強化してまいります。

以上、予算の主な内容について申し上げます。

本定例会に上程させていただいております平成31年度当初予算につきましては、一般会計、特別会計などを合わせた予算総額は389億4,161万9,000円で、前年度の当初予算と比較しますと5.1%増となっており、一般会計予算では209億3,900万円で、前年度の当初予算と比較いたしますと2.0%の増となっております。

予算の詳細につきましては、概要書に記載をさせていただいておりますので、ごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、昨年末に厚生労働省が発表いたしました人口動態統計の年間推計によれば、平成30年に国内で生まれた子供の数が92万1,000人と統計開始以来最少を更新し、一方、死亡者は戦後最多の136万9,000人に上り、自然減が44万8,000人と過去最大になる見込みとのことであります。少子・高齢化、人口減少の波は確実に波音を大きくし、近づいています。

市民の皆様方も、自分の子供が、孫が成長し、大人となったとき、日本はどうなっているのだろうか、愛西市はどうなっているのだろうかと思われる方も多いと思います。

次の世代を担う、今とこれから生まれてくる子供たちが愛西市に住み生活をするためには、この愛西市を今だけでなく、将来にわたり持続可能な自治体となるような運営を行うだけでなく、人と人とのつながり、きずなを深くして引き継がなければなりません。これらを行うことが我々の責務であると考えています。

日本全体の人口減少が加速する中、本市においても働き世代の人口が減少すれば、税収も減少することが見込まれます。国においても全世代型社会保障への取り組みが議論されており、本市においても、今まで以上に社会保障施策の充実と、それに対する財源対策を考えなければなりません。しかし、本市の財政は、来年度の一般会計予算でいえば、全体の約45%しか自力で財源を確保できておらず、残り約55%は地方交付税、国・県の補助金等に頼っている状況です。

このような状況の中、本市では、経済事情等による税収の減少や災害時などにより緊急に財源対策をするための財政調整基金、市の借金である市債を返済するための減債基金、そして公共事業整備や地域づくりなど、特定の目的の事業に使うための特定目的基金を設置し、現在と

将来にわたり必要な財源を確保するよう努めています。

これら基金の総額は、平成29年度末の一般会計総額で約164億円、市民一人当たり25万9,000円となり、これは県内、名古屋市を除く37市の中でも2番目に高いものです。しかし、一方で市の借金である市債は、平成29年度末の一般会計総額で約206億円、市民一人当たり32万3,000円となり、37市の中でも5番目に高いものです。

基金については、これを財源に行政サービスを充実すべきとの議論もあります。現在の市の借金の状況や将来の人口減少に伴い、自力での財源確保がさらに困難になってくることを考えれば、現在の基金を使い、他の自治体以上の行政サービスを継続して行うことは、今はよくとも将来の愛西市を支える方々に大きな負担を背負わせることになりかねません。

来年度当初予算におきましては、現状のさまざまな行政サービスを行うほかに、将来を見据えた取り組みへの予算も計上しております。

現在必要な行政サービスを維持しながら、将来に向けた新たな取り組みを提案できること、また、昨年、国の支援を待たずに小・中学校の全普通教室に空調設備を設置することを迅速に判断できたのは、基金を計画的に確保していたところが大きく、それは過去からの行政改革の成果と、そして何より市民の皆様方が将来に愛西市を引き継ぐためとして、さまざまな事務事業の見直しなどに御協力、御理解をいただいた結果であると大変感謝をいたしております。

最後になりますが、今後、本市として自力で財源を確保していくための取り組みを進めることは当然として、今後、税収の状況、公共建築物及びインフラ設備の更新等による老朽化対策、そして昨年のような異常気象や大規模な台風等による自然災害にも迅速に対応できるよう、市民の皆様方の御理解をいただきながら、各種基金を計画的に確保するとともに活用をまいります。

また、人と人とのつながり、きずなを深めるための取り組みは、行政だけではなし遂げることはできず、市民の皆様方が持っている愛西市を愛し、盛り上げる気持ちと活動にまさるものはありません。今後、さらなる少子・高齢化と人口減少による深刻な課題を未来の方々に背負わせず、今の市民と行政の共通の問題として捉え、ともに知恵を出し合い、ともに行動する協働を推し進める必要があります。

これらの取り組みは、1年や2年で成果が出るものではありませんが、市職員も一丸となり、地域から生まれる愛西市を盛り上げる気持ちや行動を応援・連携しながら、「ひと・自然 愛があふれるまち」の実現に向け、市民の皆様方と手を携え、邁進してまいります。

ここに重ねて市民の皆様方並びに議員各位の一層のお力添えをお願いいたしまして、招集挨拶並びに施政方針といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・総務文教委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第5・総務文教委員長報告を行います。

会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいた

します。

総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（竹村仁司君）

委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、2月13日午前11時から開催し、小・中学校空調設備工事の概要について報告を受けました。対象となる小・中学校17校の設置教室数、設置方法及び熱源方式等についての説明がありました。サンプル図面を用いて、室内機あるいは室外機の設置場所や取り付け方法、電気方式とガス方式の採用根拠やコスト面での差額等についても具体的に説明をいただきました。

質疑においては、夏までに工事を完了できるのか、全国的には入札不調に終わった事例も報道されているが大丈夫か、室内機・室外機のより具体的な設置場所及び方法は、工事期間中の子供たちへの影響は、なぜ勝幡小と北河田小の2校だけがガス方式を採用したのかなどの質問がありました。

執行部側からは、工事業者との綿密な打ち合わせをする、万全の体制で入札を実施する、室内機は教室の後方、中央から前方の黒板に向けて吹き出すように設置し、室外機は校舎の現状に合わせて設置する、子供たちのことを最優先に考え、学校側と相談しながら工事を進める、2校は都市ガスの供給エリアであるという答弁でした。

なお、今月中を目安に入札を実施し、進めていきたいとの報告も受け、委員会を終了しました。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、総務文教委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・報告第1号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第6・報告第1号：専決処分事項の報告について（愛西市火災予防条例の一部を改正する条例）の報告をお願いいたします。

○消防長（横井利幸君）

それでは、報告第1号：専決処分事項の報告について御説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、不正競争防止法の一部改正に伴い、その法令の題名、条項また

は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がないものと認め、専決処分いたしましたので、議会へ報告するものでございます。

1枚はねていただきまして、専決処分書の写しでございます。平成31年1月22日に専決を行いました。

1枚はねていただきまして、愛西市火災予防条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年7月1日から施行するものでございます。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第1号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第7・議案第1号：愛西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第1号の御説明をさせていただきます。

愛西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

愛西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例でございます。

第1条では、この条例の趣旨を規定しております。介護保険法の一部が改正され、これまで都道府県の条例で定められておりました事業に関する基準を市町村の条例により定めるものとするものでございます。

第2条では、指定居宅介護支援事業の指定を受けることができる者は、法人とするものでございます。

第3条では、整備した記録の保存期間を5年とするものでございます。

第4条では、事業の運営について、暴力団等の排除を規定するものでございます。

第5条では、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準については、厚生労働省令に定めるものとするものでございます。

附則といたしまして、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第2号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第8・議案第2号：愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

議案第2号の御説明をさせていただきます。

愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。

愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市デイサービスセンターを廃止するため必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市デイサービスセンターを廃止する条例でございます。

附則といたしまして、施行期日は、平成32年4月1日から施行するものでございます。

また、関連する条例の一部改正といたしまして、第3項で、愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

一部改正の内容につきましては、議案第2号資料2、新旧対照表により御説明させていただきます。

条例第4条第3号及び第5条第3号中の佐織デイサービスセンターの項目を削るものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第3号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第9・議案第3号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

それでは、議案第3号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものと

する。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、コミュニティセンターの利便性の向上、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴うコミュニティセンターの使用料の額の改定等のため必要があるからでございます。

主な内容を御説明いたします。

今回、関連する2件の条例を改正するものでございますが、市内11カ所のコミュニティー施設において、使用に当たっての単位時間が施設により1時間から4時間まで混在をしていました。今回、市民の皆さんがより利用しやすくなることを目指し、単位時間を1時間に統一するものでございます。

次に、消費税率の引き上げに伴い、該当する料金体の部屋について金額変更を行います。それぞれの施設における部屋区分ごとの金額につきましては、新旧対照表で御確認を願います。

また、八開支所の移設に伴い、八開コミュニティセンターの部屋の名称等を含め、条文整理を行うものでございます。

附則といたしまして、条文整理の規定は平成31年4月1日から、単位時間の統一及び消費税率の引き上げに伴う金額変更は平成31年10月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・議案第4号（提案説明）

##### ○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第10・議案第4号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは、御説明をさせていただきます。

議案第4号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、人事院規則15-14の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定を整備するため必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第8条に第3項といたしまして、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して、規則で定めるものでございます。

改正の概要につきましては、資料の2をごらんください。

下段に、規則で定める主な内容といたしまして、1. 時間外勤務命令の上限時間を設定、2.

上限時間の特例を設定、3. 時間外勤務縮減に向けた対策の実施についてという内容でございます。

本文にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第5号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第11・議案第5号：愛西市国民健康保険税条例及び愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第5号の御説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険税条例及び愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

愛西市国民健康保険税条例及び愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、国民健康保険税等の普通徴収に係る納期を変更するため必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市国民健康保険税条例及び愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

初めに、第1条関係でございます。愛西市国民健康保険税条例の一部改正です。普通徴収する納期を、本算定以降、毎月納期の9期とするものでございます。

裏面でございますが、第2条関係、愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。改正内容につきましては、国民健康保険税と同様に、本算定以降、毎月納期の9期とするものでございます。

改正条例、2ページに戻っていただきまして、附則をごらんください。

この条例は、平成32年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第6号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第12・議案第6号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第6号の御説明をさせていただきます。



愛西市手数料条例の一部改正について。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、指定居宅介護支援事業者指定申請手数料等の額を定めるため必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市手数料条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村の権限に移譲されたことに伴い、申請に係る手数料の額を定めるとともに、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請についても手数料を徴収するものでございます。

新たに事業者指定申請する場合には3万円を、更新申請をする場合には1万円を徴収する規定を別表第1に加えるものでございます。

附則といたしまして、平成31年4月1日から施行するものでございます。

新旧対照表を資料としてつけさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第7号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第13・議案第7号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、議案第7号について御説明申し上げます。

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について。

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、公民館等の使用料の額を改定する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

第1条で愛西市公民館、第2条で愛西市体育館、第3条で愛西市スポーツ施設、第4条で愛西市学校体育施設、第5条で愛西市文化会館、それぞれの使用料を改定するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づきまして御説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思っております。

それぞれの施設の使用料を別表のとおり改正するものでございます。今回の消費税引き上げに伴い、使用料の額が540円以上の施設が改正の対象となります。

本文にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、平成31年10月1日から施行するも

のでございます。ただし、附則 2 に定める準備行為につきましては、平成31年 4 月 1 日に施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第 8 号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第14・議案第 8 号：愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、議案第 8 号について御説明申し上げます。

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について。

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、立田中学校の体育館等の冷房設備に係る使用料の額を定める等のため必要があるからでございます。

1 枚おめくりください。

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づきまして御説明させていただきます。

別表に備考を追加し、立田中学校の体育館等の冷房設備を使用する場合、1 時間につき 4,800円といたします。

本文にお戻りいただきまして、第 2 条で、消費税率改正後は4,880円といたします。

附則といたしまして、この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行し、第 2 条の規定は、同年10 月 1 日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第 9 号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第15・議案第 9 号：愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第 9 号の御説明をさせていただきます。

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものと

する。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、災害援護資金の貸付利率を年3%以内で条例で定める率とされたこと、保証人の規定が削除されたことによるものでございます。

14条第1項で、災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間経過後の利率を年1.5%とするものでございます。第2項で、保証人について追加するものでございます。

15条第1項で月賦償還を追加し、第3項では、法律施行令から保証人の規定が削除されたことにより、削るものでございます。

改正条例に戻っていただきまして、附則といたしましては、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第16・議案第10号（提案説明）

##### ○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第16・議案第10号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、議案第10号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、第10条第3項第5号で、「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加えるものでございます。これは、新たに専門職大学が創設されることによります。

附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第11号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第17・議案第11号：愛西市母子・父子家庭医療費支給条例及び愛西市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第11号の御説明をさせていただきます。

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例及び愛西市遺児手当支給条例の一部改正について。

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例及び愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、児童扶養手当法等の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚めくっていただきまして、愛西市母子・父子家庭医療費支給条例及び愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

まず、第1条関係、愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正でございます。

母子・父子家庭医療制度の所得制限は児童扶養手当法を準用しているため、所得の適用期間を変更するものでございます。

第2条第2項第1号中に規定する所得の前年の適用について、「7月」から「10月」に改正するものでございます。

裏面でございますが、第2条関係、愛西市遺児手当支給条例の一部改正でございます。

改正内容につきましては、所得制限に関する支給停止期間の変更と児童扶養手当、愛知県遺児手当の支給支払回数が年4回から6回に変更されたことに伴いまして、愛西市遺児手当におきましても年6回へ変更するものでございます。

第4条第1項で、所得制限による支給停止期間を「8月分から翌年の7月分」を「11月分から翌年の10月分」へ改正するものでございます。

第7条第2項で、年3期支払いを年6期支払いに改正するものでございます。

改正条例に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、愛西市遺児手当支給条例の支給時期の改正規定は平成31年9月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第12号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第18・議案第12号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

議案第12号の御説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、普通診断書等の交付に係る手数料の額を改定するため必要があるからでございます。

めくっていただきまして、愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

第5条中の手数料につきまして、普通診断書を1,010円に、死亡診断書を2,030円に、身体検査書を2,030円以上に、死体検案書を5,090円に、その他証明書を1,010円に、それぞれ改正するものでございます。

改正条例に戻っていただきまして、附則ですが、この条例は、平成31年10月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鷺野聰明君）

ここで休憩をとらせていただきます。再開は10時40分といたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第13号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第19・議案第13号：愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第13号の御説明をさせていただきます。

愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について。

愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別

紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、指定介護予防支援等の提供に関する記録をその完結の日から5年間保存しなければならないこととする等のため改正する必要があるからでございます。

めくっていただきまして、愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、恐れ入りますが、新旧対照表により御説明させていただきます。

初めに、第1条関係、愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。この改正につきましては、議案第1号の愛西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例との整合を図るためでございます。第3条では、整備した記録の保存期間を5年と、第4条では、事業の運営について、暴力団等の排除をする規定をそれぞれ追加するものでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページでございます。

第2条関係、愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正でございます。この改正につきましても同様でございます。第4条では、整備した記録の保存期間を5年と、第5条では、事業の運営について、暴力団等の排除を規定するものでございます。

改正条例3ページに戻っていただきまして、附則といたしましては、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第20・議案第14号（提案説明）

##### ○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第20・議案第14号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、議案第14号の説明をさせていただきます。

議案第14号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部改正について。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い農業集落排水処理施設の使用料等の額を改定する等のため必要があるからでございます。

それでは、各条文の内容につきましては、恐れ入りますが、資料1ページ、2ページ、愛西

市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表にて御説明させていただきます。

資料をごらんください。

今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴いまして、使用料等を改正するものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

愛西市水道事業給水条例の一部改正新旧対照表について御説明いたします。

こちらにつきましても、今回の消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴いまして、分担金及び使用料金を改正するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

愛西市下水道条例の一部改正新旧対照表について御説明いたします。

こちらにつきましても、今回の消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴いまして、使用料を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成31年10月1日から施行するものでございます。ただし、第1条中愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例別表第2西八幡団地浄化センターの項の改正規定は、同年4月1日から施行するものでございます。

以上で御説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第15号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第21・議案第15号：愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、議案第15号について御説明させていただきます。

議案第15号：愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正について。

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、愛知県道路占用料条例の改正に伴い、公共物等に係る占用料の額を改定するため必要があるからでございます。

それでは、恐れ入ります、資料のほうをごらんください。

愛西市公共物管理条例の一部改正新旧対照表でございます。左側が改正後でございます。

それでは、別表におきまして、占用物件の種類としまして、柱類を設置する場合、第1種電柱からその他の柱類までの占用料は、1本1年につき、改正後単価となります。

電線類を設置する場合につきましては、共架電線その他上空に設ける線類及び下段の地下に設ける電線その他の線類において、長さ1メートル1年につき、改正後の単価となります。

管類を設置する場合におきましては、外径が0.07メートル未満のものから、次ページの外径1メートル以上のものまでは、おのおの長さ1メートル1年につき、改正後の単価となります。

看板を設置する場合におきましては、表示面積1平方メートル1年につき、2,100円が2,200円に改正となります。

工事用施設等を設置する場合においては、占用面積1平方メートル一月につき、210円が220円に改正となります。

続きまして、愛西市道路占用料条例の一部改正新旧対照表をごらんください。左側が改正後でございます。

別表におきまして、法第32条第1項第1号に掲げる工作物の第1種電柱からその他の柱類までは、1本1年につき、占用料が改正後の単価となります。

共架電線その他上空に設ける線類及び下段の地下に設ける電線その他の線類につきましては、長さ1メートル1年につき、改正後の単価となります。

路上に設ける変圧器については、1個1年につき、680円が870円となります。

地下に設ける変圧器につきましては、占用面積1平方メートル1年につき、410円が530円となります。

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所と、次ページの郵便差出箱及び信書便差出箱につきましては、1個1年につき、改正後の単価となります。

広告塔につきましては、表示面積1平方メートル1年につき、2,100円が2,200円に、その他につきましては、占用面積1平方メートル1年につき、1,400円が1,800円となります。

次に、第32条第1項第2号に掲げる物件で、外径が0.07メートル未満のものから、次ページの外径1メートル以上のものにおいて、おのおの長さ1メートル1年につき、改正後の単価となります。

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設は、占用面積1平方メートル1年につき、1,400円が1,800円となります。

法第32条第1項第5号に掲げる施設は、上空に設ける通路については、改正はございません。

下段の地下に設ける通路及びその他のものについては、占用面積1平方メートル1年につき、改正後の単価となります。

法第32条第1項第6号に掲げる施設は、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるものにおいては、占用面積1平方メートル1日につき、21円が22円となります。

その他のものにおいては、占用面積1平方メートル1月につき、210円が220円となります。

令第7条第1号に掲げる物件において、看板、標識、旗ざお、幕、アーチについては、改正後の単価となります。

なお、アーチのその他のものについては、改正はございません。

令第7条第2号に掲げる工作物、令第7条第3号に掲げる施設、令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料、令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物、令第7条第12号に掲げる器具においては、改正後の単価となります。

本文の4ページをごらんください。

附則といたしまして、この条例の施行については、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第16号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第22・議案第16号：愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、議案第16号の説明をさせていただきます。

議案第16号：愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について。

愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、水道法施行令等の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

それでは、改正内容につきまして説明いたします。

提案理由にもございましたが、上位法の水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴いまして、いずれも布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、資料1ページから3ページをごらんいただきまして、下線部分を改正させていただくものでございます。これは、主に専門職大学の創設に伴い、改正が行われるものでございます。

本文1ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第17号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第23・議案第17号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（山内幸夫君）

御説明をさせていただきます。

議案第17号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の

変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成31年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を別紙とおりに変更するものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約でございます。

別表第1及び別表第2におきまして、「常滑武豊衛生組合」及び「日東衛生組合」を削除するものがございます。

附則といたしまして、この規約は平成31年4月1日から施行する。また、規約変更後の別表第2の規定につきましては、平成31年4月1日以後最初にその期日が告示をされる議員の一般選挙から適用するものがございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第18号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第24・議案第18号：市道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、議案第18号について御説明申し上げます。

議案第18号：市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、別紙のとおり市道の路線を廃止するものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、市道路線の再編を行うため廃止をする必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

資料をごらんください。

市道1152号線につきましては、認定路線の一部に民地内道路が判明したことから、市道路線の再編を行うため、廃止をお願いするものがございます。

路線廃止図も添付させていただいております。

以上、よろしくお願ひをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第19号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第25・議案第19号：市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、議案第19号について御説明申し上げます。

議案第19号：市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、別紙のとおり市道の路線を認定するものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、市道路線として認定し、公共の用に供するため必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

資料をごらんください。

市道1152号線につきましては、路線廃止に伴い市道路線の再編をするため市道認定をお願いするものでございます。

市道1587号線、6356号線、8337号線、8338号線、8341号線の計5路線につきましては、住宅開発事業区域内の道路新設に伴い、新たに市道認定をお願いするものでございます。

市道8339号線、8340号線、8342号線、9369号線、9370号線の計5路線につきましては、認定漏れのため、市道認定をお願いするものでございます。

路線認定図も添付させていただいております。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第20号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第26・議案第20号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、議案第20号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,044万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ225億4,767万7,000円とするものでございます。

初めに、歳入につきまして御説明をさせていただきます。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費では、プレミアム付商品券事業を翌年度へ繰り越すため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、第3表の地方債補正では、小学校トイレ改修事業におきまして、事業費の確定により、合併特例債の借入額の減額をお願いするものでございます。

次に、歳入の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

歳入につきましては、6ページの事項別明細書をごらんください。

各事業の特定財源につきましては、事業費の確定、または精査によるもので、市税の増額補正を初め、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金の補正、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、市債をそれぞれ計上させていただいております。

まず、9ページ、10ページをお願いいたします。

補正の主な要因といたしましては、第1款市税で、それぞれ決算見込みにより、第1項市民税、第1目、個人市民税で3,100万円、同じく第2目、法人市民税で2,570万円、第2項固定資産税で1,400万円、第3項軽自動車税で850万円を増額し、第4項市たばこ税で2,300万円を減額させていただきました。

続きまして、第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第2目民生使用料の児童クラブ等使用料487万5,000円は、利用者の増加に伴います補正計上でございます。

続きまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金では、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として239万7,000円の補正計上でございます。

同じく第6目商工費国庫補助金では、プレミアム付商品券事務費補助金として303万3,000円の補正計上でございます。

続きまして、13ページ、14ページをお願いいたします。

第14款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金といたしまして、地域子ども・子育て支援事業費補助金として500万円と、認定こども園施設整備費補助金といたしまして270万円の補正計上でございます。

続きまして、第15款財産収入で6,812万8,000円を利子の確定によりまして増額補正を計上させていただきました。

続きまして、第16款寄附金で570万円を決算見込みにより計上させていただきました。

続きまして、第17款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で、財政調整基金から公共事業整備基金へ積みかえるため、5億円を計上させていただきました。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出につきましても事業費の確定、または精査によります補正をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明をいたします。

初めに、私より総務部所管の項目について御説明をさせていただきます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第11目基金費におきまして、財政調整基金から公共事業整備基金への積みかえと基金の利息等の精査によりまして、積立金7億5,134万6,000円を追加計上させていただきました。よろしくをお願いいたします。

続きまして、19ページ、20ページをお願いいたします。

同じく第4項選挙費、第3目県議会議員一般選挙費では、告示日が3月29日に確定をいたしましたことに伴いまして、3月30日土曜日、31日日曜日に期日前投票に係ります費用が必要になったため、144万1,000円を追加計上させていただきました。

私からは以上でございます。

続きまして、健康福祉部長より御説明させていただきます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、私のほうからは健康福祉部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

恐れ入ります、23、24ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節扶助費で、障害福祉サービスの利用増加によりまして、補装具費で120万円、障害者総合支援給付費で9,108万2,000円の増額補正をお願いするものです。

28節繰出金で、法定分の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金として4,442万4,000円を、5目後期高齢者医療費、19節負担金、補助及び交付金で、医療費の増加によりまして、療養給付費負担金として1,436万1,000円の増額補正をお願いするものです。

25、26ページの第3項生活保護費、1目生活保護総務費では、前年度精査によりまして1,832万7,000円の国庫負担金返還金を計上いたしました。

その他につきましては、主に事業費の確定及び実績見込みでございます。

以上、よろしくをお願いします。

次は、産業建設部長より御説明申し上げます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、産業建設部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

恐れ入りますが、27ページ、28ページをごらんください。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、11節需用費につきましては、10月から消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者とゼロ歳児から2歳児までの子育て世代の消費に与える影響を緩和するためプレミアム付商品券事業の事前準備として、印刷製本費21万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同じく13節委託料におきましても、プレミアム付商品券販売の対象者を抽出するためのシステム改修の委託料281万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、プレミアム付商品券事業関係予算につきましては、全額翌年度へ繰り越させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

続きまして、教育部長から御説明申し上げます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

教育部所管に関するものについて御説明させていただきます。

29、30ページをお願いいたします。

10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設運営費におきまして、13節委託料で、親水公園

総合体育館空調設備の原油高騰による燃料費の追加及び東ゾーン仮設トイレの費用の一括支払いにより、体育施設指定管理料298万2,000円の追加をお願いしております。

以上で平成30年度愛西市一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第21号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第27・議案第21号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第21号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

本文第1条にございますとおり、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,025万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,137万4,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,575万1,000円とする。本日提出、市長名でございます。

こちらの会計につきましては、決算見込みによる補正をお願いするもので、その主なものについて御説明いたします。

事業勘定でございますが、補正予算書の6ページ、7ページをごらんください。

歳入では、1款国民健康保険税におきまして1,070万円を、3款財産収入におきまして、基金預金利子の105万3,000円を、4款繰入金におきまして、法定分の一般会計繰入金で4,442万4,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

5款繰越金におきまして、前年度繰越金で2億9,561万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

歳出では、2款保険給付費におきまして、一般保険者療養給付費の伸びに伴いまして、9,400万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いします。

5款基金積立金におきまして、準備基金へ積立金で1億9,245万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、直営診療施設勘定でございますが、6ページ、7ページをお願いします。

歳入では、3款財産収入におきまして、基金利子の24万2,000円を増額補正するものでございます。

次に、8ページ、9ページをごらんください。

歳出では、4款基金費におきまして、基金利子分の24万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第22号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第28・議案第22号：平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第22号：平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

本文第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ391万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,498万7,000円とする。本日提出、市長名でございます。

それでは、補正予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入におきまして、3款繰入金におきまして、保険基盤安定負担金の確定によりまして、一般会計繰入金を391万円減額補正し、8ページ、9ページをごらんください。

歳出で、2款後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、同額の391万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第23号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第29・議案第23号：平成30年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第23号：平成30年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

本文第1条にございますとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,534万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,207万1,000円とする。本日提出、市長名でございます。

この会計におきまして、決算見込みによる補正でございます。

それでは、保険事業勘定でございますが、補正予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入におきまして、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金のいずれも決算見込み

による補正でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

7款財産収入におきまして、基金利子の160万円を増額補正し、9款繰越金におきまして、前年度繰越金で1億7,890万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いします。

4款基金積立金におきまして、1億5,526万9,000円を増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、サービス事業勘定でございますが、5ページ、6ページをお願いいたします。

1款サービス収入におきまして、介護予防支援計画費収入35万円を減額し、2款繰入金におきまして、保険事業勘定繰入金を35万円増額するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第30・議案第24号（提案説明）

#### ○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第30・議案第24号：平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、議案第24号：平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

平成30年度愛西市の農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,354万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,437万2,000円とするものです。

第2条では、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。本日提出、市長名でございます。

この会計につきましては、決算見込みによる補正をお願いするもので、その主なものについて、最初に歳出から御説明させていただきます。

11、12ページをごらんください。

1款事業費、1項1目農業集落排水事業費、13節委託料では332万4,000円の減額を、工事請負費で管布設等工事及び機能強化工事につきまして合わせて5,316万1,000円の減額を、2目施設管理費につきましては、いずれも事業精査により減額を、2項コミュニティ・プラント事業費、2目施設管理費につきましても、いずれも事業精査により減額を、3款基金積立金では、農業集落排水事業等基金積立金につきまして2,152万7,000円を増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入につきましては、恐れ入りますが戻っていただきまして、7ページ、8ペ



ージをお願いいたします。

3 款県支出金では3,652万9,000円の減額を、4 款財産収入では、基金預金利子を420万4,000円の増額を、5 款繰入金では、農業集落排水事業等基金から繰入金5,132万2,000円の減額を、6 款繰越金では1,589万3,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。

8 款市債では、農業集落排水事業債で2,070万円の減額をするものでございます。

以上で御説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第25号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第31・議案第25号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（鷺野継久君）

それでは、議案第25号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

平成30年度愛西市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億960万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,037万1,000円とするものです。本日提出、市長名でございいます。

この会計につきましても、決算見込みによる補正をお願いするもので、その主なものについて、最初にこちらも歳出から御説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

1 款総務費では、公共下水道事業基金積立金につきまして1億960万5,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、恐れ入りますが戻っていただきまして、6 ページ、7 ページをお願いいたします。

4 款県支出金では、下水道事業県補助金で47万4,000円の増額を、5 款財産収入では、基金預金利子を133万1,000円の増額を、7 款繰越金では1億780万円の増額をお願いするものでございます。

以上で御説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第32・議案第26号（提案説明）

##### ○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第32・議案第26号：平成31年度愛西市一般会計予算を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、議案第26号：平成31年度愛西市一般会計予算について御説明をさせていただきます。

説明につきましては、御配付をさせていただいております平成31年度当初予算の概要書に基づきまして順次説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、概要書の3ページ、4ページをお願いいたします。

4ページの中ほどでございますが、平成31年度一般会計の総額につきましては歳入歳出それぞれ209億3,900万円となり、前年度当初予算額に対しまして102.0%となっております。

歳入の主な内容から御説明をさせていただきます。

初めに、市税の関係につきまして御説明をいたします。

市税につきましては、一番上段になりますけれども76億2,301万円で、前年度比102.2%を計上させていただきました。

内容でございますが、市民税につきましては、個人市民税が緩やかな経済成長により個人所得の回復を見込んでおります。

また、法人市民税も同じく緩やかな経済成長による法人収入の増加を勘案いたしまして計上させていただきます。

固定資産税につきましては、土地の評価見直し及び分譲住宅の増加を踏まえまして計上をさせていただきます。

軽自動車税につきましては、環境に配慮した軽四乗用車の増加並びに税制改正に伴います環境性能割、重課・軽課分を勘案して計上させていただきます。

市たばこ税につきましては、喫煙者の状況を見込み計上をさせていただきます。

次に、市税以外の歳入につきまして、主な内容の御説明をさせていただきます。

まず、表の2段目の地方譲与税から9段目の地方特例交付金までは、地方財政計画や国・県の試算に基づき、前年度の実績を勘案し、それぞれ計上をさせていただきます。

そのうち6段目の地方消費税交付金につきましては、平成31年10月から消費税率の引き上げがあるものの、国への納付期限の関係で翌年度に交付される分がございまして、若干の減少を見込んでおる状況でございます。

次の10段目の地方交付税につきましては、合併算定がえによります増加分の縮減がございしますが、平成31年度の地方交付税全体の出口ベースでは対前年度比1.1%の増であることと平成30年度の交付額を考慮いたしまして、対前年度比2.0%増の51億5,000万円を計上させていただきました。

次の分担金及び負担金から県支出金までの各事業の特定財源となる歳入につきましては、各算定基準に基づき算出されました金額を計上させていただきます。

繰入金では、対前年比較といたしまして3億6,808万円増額しておりますけれども、主な理由といたしましては、基金繰入金のうち財政調整基金繰入金を2億558万7,000円、公共事業整

備基金繰入金を1億5,487万4,000円増額しております。

最後に、市債では、舗装修繕事業の財源といたしまして、公共施設等適正管理推進事業債1,800万円、屋内運動場非構造部材耐震改修事業や小学校トイレ改修事業など、合併特例債を財源といたしまして1億9,560万円、また臨時財政対策債7億1,000万円を計上させていただいております。

次に、概要書9ページをお願いいたします。

各基金の状況でございます。

以上で歳入の主な内容の御説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の主な内容について順次御説明をさせていただきます。

まず、総務部所管の主な事業について御説明を申し上げます。

それでは、11ページをお願いいたします。

上段で、巡回バス運行管理委託事業でございますが、32年度の時刻表やルートの改定を目指し、巡回バス運行検討委員により、今まで巡回バスを利用したことがない方にも利用してもらえるよう、利用しやすい環境、仕組みづくりを考えてまいります。

次に、13ページをお願いいたします。

八開庁舎の利活用に伴い、八開地区コミュニティセンターに支所機能を移転するための支所整備工事を行います。

次に、18ページをお願いいたします。

上段で、財務会計・地方公会計事務事業でございますが、財務会計システムを活用いたしまして、財務会計事務及び財務書類作成を行います。

下段では、ふるさと応援寄附金事業でございますが、愛西市のPR及び自主財源の確保を図ってまいります。

総務部所管の主な説明については以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明をさせていただきます。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは、企画政策部所管の主な事業について御説明を申し上げます。

お戻りをいただきまして、概要書の16ページをお願いいたします。

下段の広報事業でございます。市政情報を提供する媒体の一つでありますホームページについて、クラウドのリース期間満了に合わせ、リニューアルを行います。

続きまして、21ページをお願いします。

上段のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定でございますが、現在の計画が平成31年度をもって計画期間が満了を迎えるため、平成32年度からの計画を策定するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、市民協働部長から御説明申し上げます。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

私からは、市民協働部所管の主なものを御説明させていただきます。

まず、24ページをごらんください。

空家等対策推進事業でございます。空家等の対策を推進するに当たり、新たに危険な空き家の除却に対して補助をするものでございます。

続きまして、28ページ中段をごらんください。

防災等情報メール配信システム事業でございます。従前から運用しております防災メールに、新たに高齢者や障害者などの避難行動要支援者を対象に、固定電話やファクスでの音声や文字で災害時の情報を受信できるよう、機能の拡充を図ります。

続きまして、33ページ下段をごらんください。

旅券発給事業でございます。本年3月末で終了する海部旅券コーナーの業務を市が引き継ぎ、4月から市民課窓口でパスポートの申請と受け取りができるようにします。なお、手数料であります収入印紙と愛知県収入証紙の販売も市民課窓口で対応をいたします。

続きまして、少し飛びますが、63ページ下段をごらんください。

ごみ減量・分別啓発事業でございます。ごみ分別アプリを導入し、分別の仕方や収集日のカレンダーなどをスマートフォンにて配信し、ごみの減量やリサイクルに対する意識高揚を図ります。なお、市内に住む外国人の皆様にもごみの正しい分け方や出し方を理解していただくため、4カ国の外国語に対応する予定でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

次は、健康福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

私からは、健康福祉部所管に関するものについて御説明させていただきます。

戻っていただきまして、43ページをお願いいたします。

下段の表で、障害者地域生活支援給付費、次に、次ページでございますが、下段で障害者総合支援給付費におきましては、利用者の増を踏まえまして計上させていただきました。

次に、52ページから54ページまでの福祉医療におきましては、医療費の伸び率等を踏まえまして計上させていただきました。

少し飛びますが、恐れ入ります、73ページをお願いいたします。

下段の表で、一般不妊治療費補助として補助金額の拡大と不育症治療費の補助を新たに加え、妊娠・出産への支援を充実いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、子育て支援事業担当部長より御説明申し上げます。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、健康福祉部所管のうち児童福祉に関する主な事業について御説明させていただきます。

概要書の58ページ、上段の表で、保育対策総合支援事業をごらんください。

保育士の業務負担を軽減し、保育士の就業継続と離職防止を図ることにより、保育環境の充実を目指すため、計上させていただきました。

続きまして、59ページ、下段の表で、永和保育園修繕工事等事業をごらんください。

永和保育園の施設整備を図り、子供を安心して育てることができる環境にするため、新規に計上させていただきました。

健康福祉部所管のうち児童福祉につきましては以上でございます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、産業建設部長より御説明申し上げます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、産業建設部関係の主な事業について御説明申し上げます。

77ページをお願いいたします。

中段の移住支援・起業支援事業補助金として、東京圏からのU I Jターンによる起業・就業者を創出するための補助金を計上しております。

86ページをお願いいたします。

商工会補助金におきまして、立田ふれあいの里運営連絡協議会及び愛西市観光協会が商工会館南支所内において事務の一面を無償で使用していることに対して、国より目的外使用に当たるとの御指摘がありましたので、そのための補助金返還分を計上させていただきました。

次に、89ページをお願いいたします。

踏切道改良事業におきまして、近鉄佐古木第2踏切内の経年劣化による段差解消のため、鉄道事業者への負担金を計上させていただきました。

次に、94ページをお願いいたします。

一番下段の親水公園東ゾーン周辺整備事業として、利用者が安心・安全かつ快適に利用できるように、昨年に供用を開始いたしました東ゾーンのフットサルコート周辺の設備工事費を計上させていただきました。

次に、95ページをお願いいたします。

企業用地創出事業として、自主財源の確保及び雇用機会の創出を図るため、弥富インター周辺の企業誘致を検討するための予備調査費を計上させていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、消防長から御説明申し上げます。

#### ○消防長（横井利幸君）

それでは、消防本部所管の主な事業について御説明させていただきます。

概要書の98ページをお願いいたします。

非常備消防事業の下から3段目になります備品購入費としまして、消防団車両の更新整備でございます。

次に、99ページをお願いいたします。

消防施設等整備事業の一番下、備品購入費としまして、査察広報車2台の更新整備でございます。

次に、102ページをお願いいたします。

消防署費事業の一番下、負担金といたしまして、海部地方消防指令センターの共同運用を円滑に運用するため、計上させていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、教育部長より御説明申し上げます。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

それでは、教育部所管に係る主なものについて御説明をさせていただきます。

初めに、学校教育課関係でございます。

104ページをごらんください。

適応指導教室事業は、平成31年度より教室を1カ所増設し、不登校児童・生徒の社会的自立を支援・指導する体制強化を図ります。

106ページをお願いします。

福原地区児童送迎事業といたしまして、福原分校の閉校に伴い、児童送迎用のスクールバスを運行いたします。

次に、119ページをお願いいたします。

生涯学習課の関係でございます。

平成31年度より文化会館に指定管理制度を導入し、民間のノウハウを生かした運営サービスのさらなる向上を図ります。

次に、123ページをお願いいたします。

スポーツ課の関係でございます。

体育施設整備計画を作成し、計画的な施設修繕を行ってまいります。

以上で平成31年度愛西市一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第27号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第33・議案第27号：平成31年度愛西市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第27号：平成31年度愛西市国民健康保険特別会計予算について御説明させていただきます。

恐れ入ります、概要書125ページをお願いいたします。

事業勘定でございますが、歳入歳出それぞれ67億4,039万2,000円でございます。前年比98.8%となっております。

歳入におきまして、保険税におきましては前年同様の税率で算出をしておりますが、被保険者数が減少しており、前年比96.3%となっております。

また、県支出金として46億3,928万5,000円を計上しております。

歳出におきまして、その7割弱を占めます保険給付費につきましては前年比98.3%となっております。

また、広域化に伴う国民健康保険事業費納付金として19億3,633万2,000円を計上しております。

127ページをごらんください。

一番下の事業でございますが、特定健康診査受診率向上事業といたしまして、被保険者の特性に応じた受診勧奨を行うため、406万3,000円を計上しております。

続きまして、128ページをお願いします。

直営診療施設勘定でございますが、歳入歳出それぞれ1億2,371万円でございます。前年比98.6%となっております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第28号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第34・議案第28号：平成31年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第28号：平成31年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について御説明させていただきます。

概要書131ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ9億3,247万4,000円でございますが、前年比102%となっております。

歳入におきまして、保険料が約8割を占めておりますが、前年比103.4%となっております。

歳出におきまして、保険料と基盤安定負担金分として広域連合納付金が大半を占めており、前年比103.4%となっております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第29号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第35・議案第29号：平成31年度愛西市介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第29号：平成31年度愛西市介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。

概要書133ページをごらんください。

保険事業勘定でございますが、歳入歳出それぞれ53億1,585万円でございます。前年比105.6%となっております。

第7期介護保険事業計画に基づき計上をしております。保険給付費で前年比105.7%となっております。

138ページから141ページまでは、地域支援事業として、介護予防や要支援者の方々を対象とした事業のための経費でございます。

続きまして、142ページをごらんください。

サービス事業勘定でございます。要支援の方々に対するケアプランの作成に係る経費を計上させていただきました。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第36・議案第30号（提案説明）

#### ○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第36・議案第30号：平成31年度愛西市水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○上下水道部長（鷺野継久君）

それでは、議案第30号：平成31年度愛西市水道事業会計予算について御説明をさせていただきます。

恐れ入ります、こちらにつきましては、平成31年度愛西市特別会計・企業会計予算書のほうの133ページをお願いいたします。

第1条、総則といたしまして、平成31年度愛西市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、給水戸数1万170戸で、前年比100.3%の35戸の増でございます。年間総給水量は300万立方メートルで、前年度と同じ総給水量を、1日平均給水量は8,197立方メートルと、前年比99.7%の22立方メートルの減を見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入では、第1款水道事業収益の予定額は4億9,224万1,000円で、前年比100.2%の93万7,000円の増でございます。支出では、第1款水道事業費用の予定額は5億1,258万9,000円で、前年比105.8%の2,827万2,000円の増を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出については、134ページをお願いします。

収入では、第1款資本的収入3,900万3,000円で、前年比93.9%の3,340万2,000円の減、支出では、第1款資本的支出2億2,070万4,000円、前年比111%の2,188万2,000円の増を見込んでおります。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を2,000万円と定めるものでございます。



第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費6,598万9,000円と定めております。

第7条では、たな卸資産の購入限度額を535万5,000円と定めるものでございます。

本日提出、市長名でございます。

次の135ページからは、順次、予算実施計画書、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書を作成しておりますので、お目通しをお願いいたします。

内容につきましては、恐れ入りますが、概要書の144ページをお願いいたします。

平成31年度予算の支出予定総額は7億3,329万3,000円でございます。前年比107.3%の5,015万4,000円の増となっております。

145ページをお願いいたします。

収益的支出でございますが、主な内容としまして、原水及び浄水費の委託料で、大きな費用としまして、受水費で県営水道購入費がございます。平成31年度の県水承認基本給水量である基本水量及びその他水量については、平成30年度の1日当たり8,030立方メートルから30立方メートルを削減し、8,000立方メートルと減量しております。

147ページをお願いいたします。

資本的支出でございますが、建設改良費で、主なものとしまして、小津町及び根高町地内における下水道工事に伴う水道移設等工事、町方町地内における老朽管の更新工事及び佐織中部浄水場自動制御装置更新工事を計上しております。

以上で御説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議案第31号（提案説明）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第37・議案第31号：平成31年度愛西市下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、議案第31号：平成31年度愛西市下水道事業会計予算について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、こちらにつきましても先ほど同様、平成31年度愛西市特別会計・企業会計予算書の163ページをお願いいたします。

昨年度までは農業集落排水事業等と公共下水道事業の特別会計でしたが、前回の12月議会にて愛西市下水道事業の設置等に関する条例をお認めいただきましたので、1つの下水道事業会計となり、地方公営企業法に基づく予算書の構成となっております。

なお、おおむね水道事業会計と同様に説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

第1条、総則といたしまして、平成31年度愛西市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、接続戸数9,386戸、年間総排水量は249万4,500立方メートル、1日平均排水量は6,815立方メートルを見込んでおります。主な建設改良事業といたしましては、公共下水道管路施設工事11億4,013万9,000円、農業集落排水機能強化工事1億200万円、農業集落排水処理場工事9,790万円。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入では、第1款下水道事業収益の予定額は18億6,287万9,000円、支出では、第1款下水道事業費用の予定額は18億4,783万5,000円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出については、164ページをお願いいたします。

収入では、第1款資本的収入22億5,641万6,000円、支出では、第1款資本的支出22億9,098万9,000円の計上をしております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

第4条の2、特例的収入及び支出については、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、平成31年度のみ計上させていただいております。

第5条、企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を5億円と定めるものでございます。

165ページをお願いいたします。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項の経費及び各項の間の経費と定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費1億3,121万4,000円を定めております。

第9条、他会計からの補助金については、下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7億675万7,000円でございます。

本日提出、市長名でございます。

次の167ページからは、予算実施計画書、次にキャッシュ・フロー計算書、次に給与費明細書、続いて予定貸借対照表、予定開始貸借対照表を作成しております。お目通しをよろしくお願いいたします。

180ページをお願いいたします。

セグメント情報の開示といたしまして、公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業を運営しており、各事業で運営方針を決定していることから、各報告セグメントに属する事業の内容を作成しております。お目通しをよろしくお願いいたします。

内容につきましては、こちらも申しわけありません、概要書のほうに戻っていただきまして、148ページをお願いいたします。

平成31年度予算の支出予定総額は41億3,882万4,000円でございます。

149ページをお願いいたします。

収益的支出でございますが、主な内容としまして、処理場の維持管理費でございます。

151ページをお願いいたします。

最下段でございますが、流域下水道維持管理負担金を計上しております。

154ページをお願いいたします。

資本的支出でございますが、建設改良で主なものとしまして、佐屋地区及び佐織地区において公共下水道工事、それに伴う委託料及び補償費を計上しております。

以上で御説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第38・請願第1号（提案説明）

##### ○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第38・請願第1号：子どもの医療費完全無料化を求める請願についてを議題いたします。

この件につきまして、紹介議員より説明を願いたいと思います。

##### ○18番（河合克平君）

では、請願の紹介議員を代表いたしまして、河合克平から提案をさせていただきます。

子どもの医療費完全無料化を求める請願書について。

愛西市議会議長・鷲野聡明殿。請願団体、子どもの医療費無料化をすすめる会、愛西市須依町北前2361-1の代表・河合正美より請願の紹介議員となりました。

請願の趣旨ですが、読み上げて提案とさせていただきます。

請願の趣旨、2018年の8月から中学生の通院の一部公的支給が始まりました。市民の願いがようやく受け入れられ、通院医療費の負担が軽減されたことは、一歩前進です。

しかし、申請に当たっては、「何度も行けないので、いつまでに申請すればいいのか」「窓口が開いている時間には行けない」「今までどおり病院窓口で負担をしなければならないのは負担が大変」など、還付される制度についての戸惑いの声が届いています。

隣の津島市では、12月議会で条例案が可決成立しました。ことしの4月から中学生までの医療費無料化が確実に始まります。「愛西市へ引っ越そうと思っていたが、引っ越すことをやめる」という声があると津島市の方から聞きました。

愛西市は、ため込み金が200億円になろうとしています。そのため込み金の利子・配当金は、28年度で1億6,000万円、29年度で1億2,000万円にもなり、中学卒業まで完全無料化にする予算は、6,000万円と聞いています。子どもの医療費無料化はすぐにでも行えるのではないのでしょうか。

「住民の福祉の向上」という自治体本来の役割を果たすためにも、市民が納めた税金を眠らせておくのではなく、市民一人一人の福祉に活用してください。

「子ども医療費無料化」を行わない愛西市は住民としても恥ずかしいと高齢者の方からの声も届きます。愛西市の未来を担う子供たちが、医療費に対する不安なく、暮らせることが、「ひと 自然 愛があふれるまち」の第一歩になります。

愛西市議会におきましては、市民の代表として市民の切なる思いを酌み取り、御判断をしていただきたくよう、ここにお願いいたします。

請願事項、中学卒業まで医療費を完全無料にしてください。

以上、提案させていただきますので、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・選挙第1号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第39・選挙第1号：海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（服部徳次君）

それでは、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について御説明いたします。

海部地区急病診療所組合議会議員には、現在、高松幸雄議員、石崎誠子議員に御活躍をいただいておりますが、任期満了日が平成31年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願いするものです。

任期は平成33年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聡明君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月7日午前9時30分より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時58分 散会